

平成 25 年分

税理士による所得税確定申告書の無料申告相談会および自書申告説明会

相談会、説明会を利用して早めの申告を

給与所得者、年金受給者を対象に税理士による無料申告相談会を左表のとおり行います。

この相談会では、書面による申告書の作成もできますが、補助者の付き添いにより、簡単にパソコンでの申告書の作成と提出（送信）もできますので、ご活用ください。

●**2月17日(月)～3月17日(月)の確定申告期間中の市内会場は、市職員のみに対応となり、また、混雑が予想されます。ぜひ、この相談会をご利用ください。**

なお、会場への混雑状況の問い合わせはご遠慮ください。

また、自書申告説明会では、講義形式にて確定申告書の記載方法の説明を行い、自書記載に

より申告書を作成するので中途の入場はできません。必ず開始時間までにご来場ください。

自書申告説明会では、個別での相談は行いませんが、申告書が完成した場合は、その場で提出することがあります。

●**図**は次のとおり。

①年金所得：収入が年金のみ、または給与および年金の両方のある人で「住宅借入金等特別除」のない人の還付申告について（医療費控除の説明もあります）。

②医療費控除：収入が給与のみで「医療費控除」を受ける人の還付申告。

●持参するもの（相談会、説明会共通）：筆記用具、電卓、印鑑、源泉徴収票、生命保険・地震保険の控除証明書、国民健康保険税、介護保険料などの支払金額の分かるもの、国民年金保険料控除証明書など、「医療費

義の銀行などの口座番号の分かるもの。なお昨年の申告書の控えも参考になります。

※詳しくは左記へ。

●**図**成田税務署（☎285151・個人課税部門）。

※電話は自動音声で案内します。音声案内に従い、「2番」（税務署）を選択してください。

e-Tax（国税電子申告）でカンタン申告

税務署に行かなくても、自動

計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、インターネットを利用して提出（送信）できます。

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。

と（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示が求められることがあります）、還付されるまでの期間が短縮されるなどの利点があります。

e-Taxを使いたい人は…?

所得税の確定申告書の提出を、e-Tax（所得税電子申告、納税）を利用して行う人が近年増えていきます。利用するには、住

す。

e-Taxを利用するには①電子証明書、②ICカードリーダーライターの取得が必要です。また、e-Taxの準備が間に合わない人は、e-Taxの

メリットはありませんが、申告書などのデータを印刷して、郵送などで提出することもできます。

※詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

●**図**成田税務署（☎285151）。

民基本台帳カード（住基カード）と電子証明書の取得が必要です。

市では、平日来庁できない人のために、上表のとおり市民

課・印旛支所市民福祉課を開庁し、取得の申請を受け付けます。

●**申請の際、本人確認とパスワード設定を行います。必ず申請者本人が手続きしてください。**

●**必要なもの**：①運転免許証、

パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書（有効期

限内のもの）、②写真付住基

カードを希望の場合は、写真一

枚（上半身、無帽、正面、無背

景で、6カ月以内に撮影したもの。縦4・5cm×横3・5cm）。

※すでに住基カードを持っている人で、電子証明書の申請をする場合は、必ず住基カードをお持ちください。

●**図**住基カード500円、電子証明書500円。

ご利用ください

成田税務署・確定申告書作成会場

平成25年分の所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成・提出会場を開設します。

●**図**2月3日(月)～3月17日(月)・午前9時～午後5時（受け付けは午後4時まで）。

※土・日曜日および祝日除く。2月23日(日)および3月2日(日)は開場します。

●**図**イオンモール成田2階イオンホール（成田市ウィングス土屋24）。

景で、6カ月以内に撮影した

の。縦4・5cm×横3・5cm）。

※すでに住基カードを持っている人で、電子証明書の申請をする場合は、必ず住基カードをお持ちください。

●**図**住基カード500円、電子証明書500円。

なお、運転免許証などの官公署が発行した顔写真付の証明書を

をお持ちでない人は、事前にご相談ください。

●**図**【住基カードおよび電子証明書の取得】市民課住民記録班（☎内線234・237）、印旛支所市民福祉課市民班（☎98116）。

電子証明書の有効期間にご注意を

e-Taxを利用するための電子証明書には有効期間があります。

●**有効期間は、証明書の発行日から起算して3年となり、有効期間が満了すると失効し、電子申告などに使用できません。**

平成23年に電子証明書を取得

した人は、本年にその有効期間が満了となります。効力が失われると、再度電子証明書の申請（更新手続き）が必要です。

すでに電子証明書を取得し、今年e-Taxを利用する人は、ご自分の電子証明書の有効性を

口座振替をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納税してください。

また、会場では納税証明書は発行していません。成田税務署で手続きをしていただくことになります。

申告書について納税証明書が必要な場合、申告書を提出する前にお申し出ください。

※上記期間中、成田税務署内には、確定申告書作成会場は設けておりません。

●**図**成田税務署（☎285151）。

※電話は自動音声にて受け、必要に応じ担当者がお答えします。

ご確認ください。有効性の確認は、「公的個人認証ポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp>）」の「オンライン窓口」の中で確認できます。

●**図**市民課住民記録班（☎内線234・237）。

防災行政無線無料テレホンサービス

防災行政無線から放送された内容を確認するためのテレホンサービス（フリーアクセス）が無料で聞くことができます。放送内容が分からなかったときや、もう一度聴きたいときは、

☎ 0800—800—0864

をご利用ください。操作方法の説明は、メッセージで確認できます。※これまでの防災行政無線テレホンサービス（☎2900）を利用した場合、通話料は利用者負担となります。

防災メール

市では災害時などの情報伝達手段として、携帯電話やパソコンへのメール配信サービス「印西市緊急情報発信システム」を実施しています。

このメール配信サービスは、どなたでも利用することができますが、あらかじめ『利用者登録』が必要になります。

なお、登録は無料ですが、『利用者登録』および『登録解除』の際の通信料、メールの受信、WEB 閲覧にかかる費用は、利用者の負担になります。

【防災メール『利用者登録』手順】

利用する通信機器から下のアドレスに「空」メールを送信してください。

b@inz.171k.jp



◀ QRコードも
利用可です

※利用者登録手順および配信する内容の詳細については、市ホームページ（<http://www.city.inzai.lg.jp>）に掲載。

●**図**防災課防災班（☎内線 454）。

凡例

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時

随時